

議案第 8 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

投票立会人及び期日前投票立会人の報酬を見直すとともに、海老名市企業立地促進
条例の失効に伴う所要の改正を行いたいため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 投票立会人の項中「15, 100円」の次に「を限度として規則で定める額」を加え、同表期日前投票立会人の項中「13, 300円」の次に「を限度として規則で定める額」を加え、同表企業立地審査会委員の項を削り、同表技術顧問の項中「以内で市長が定める額」を「を限度として規則で定める額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2 投票立会人の項及び期日前投票立会人の項の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。